

●はじめまして！小山貴久と申します。

みなさんこんにちは！私は今月からあい事務所に入社いたしました小山貴久と申します。ご挨拶が遅れましたが、年齢は26歳で、趣味は10年ほど続けているドラムです。また、あい事務所に入社するまでは不動産の会社に勤めておりました。まだ入社して間もないですが、暖かい社員の方々に囲まれ業務に悪戦苦闘しながらも楽しく仕事に携わせて頂いております。これから沢山の方々とお会いする機会があるとは思いますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

すこし固い挨拶になってしまいましたが、よく食べよく寝てよく笑う、そのような人物であると思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

余談にはなりますが、今回初めてこちらのアイコンタクトを書かせて頂いているのですが、日記のタイトルにはとても悩んでしまいました。何回も変更した結果、こちらのタイトルになりました。温かい目で見て頂ければ幸いです。

そしてアイコンタクトの内容は、基本的に出来事や感じたことなどを書いていこうと考えております。ただ食べることがとても好きなので、美味しいご飯などがあればどんどん皆さんにご紹介します！基本的にはまったりした日記にしていきたいと思っていますので、是非空いた時間などに読んでいただければと思います。

それでは、そろそろお昼の時間なので今回の日記はこの位にさせていただきます。今日は木曜日、スーパーのお弁当の割引はなさそうなのでおとなしくコロケにでもしましょう。

**ぶらりゆらり大人の休日 DAYS!** 古谷

●健康診断の大切さ

数か月前に夫に人事異動があったのですが、また半年も経たないうちに異動があり、あまり日が経たないうちの異動に驚いていたところ、夫の一つ年下の部下の奥様が、末期の乳癌を患ってしまい、休職されることになったためであることが分かりました。お二人には子供はいなかったのですが、仕事の都合で夫婦別居中で、少しでも一緒に過ごす時間を作るためにお休みすることにされたそうです。

最近、私の体調が良くない時期が続いたときに、夫からうるさいほど「とにかく直ぐに病院に行ってください！」と言われていた原因がこの話を聞いて分かりました。

今や癌は2人に1人がなる時代といわれ、誰でも発症する可能性が高い病気です。しかし、早く発見することで、治る可能性が高くなる病気でもあります。

また、私の前職の同僚が誤診により前立腺癌で1年も経たないうち亡くなってしまったことから、セカンドオピニオンがどれだけ大切かも知りました。医師に遠慮される方も多いですが、積極的に他の医師の意見を聞くこともとても大切なことだと思います。

先日、私も癌検診を受診してきましたが、検査によってはとても辛いものもあります。それでも早めの検診することで命を守ることが出来ます。

大切な人とこれからも一緒に過ごすためにも、守るべき人や愛するペットのためにも、積極的に健康診断や人間ドックを受診されることをオススメします。今後の皆様の健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

**人生ノリNoriダイアリー** 福島

●働いている女性はステキ

先日、前職の集まりがあり、懐かしい仲間との時間を過ごしました。入社当時の先輩が定年退職になるんですから、30年という月日は早いものです。後輩たちも顔を揃え、年齢を重ねていく中で、変わらない部分、大きく変わった部分はそれぞれありますが、まるやかになったと感じなかったのは、みんな当時のままの元気な飲みっぷりだったからかもしれません。

その中で、当時新人で入社してきた女性社員の顔もありました。彼女は当時と比べて顔つきも容姿も大きく変わらずにいました。話を聞くと、結婚、出産を経て、育児休業を取りつつ一度も会社を変わることなく、今も勤めていると言います。本人は、お局様と言われても仕方ないけど、育児がありながらも継続して就業できる環境があることはとても助かったと振り返っていました。

働き方改革で、長時間労働が規制される中、結婚、出産で一旦リタイアしている女性の働き方はますます注目されていきます。女性の活躍はまだまだ期待されるものも大きいので、出産はもちろん大切なライフイベントですが、継続して仕事をしているというのは素晴らしいと感じたひと時でした。

そういえば、手に負えなかった後輩も出世していましたが、飲み方は当時のままでした…



2018  
10  
Oct

**A i C o n t a c t**



【今月号のLINE UP】

- ・「働き方改革関連法3」
- ・ネコでもわかる人事労務基礎講座【最終回】
- ・経営者のための9つの力「パートの厚生年金適用拡大」
- ・どすこい！ジューシーな僕の日常生活『はじめまして！』
- ・ぶらりゆらり大人の休日「健康診断の大切さ」
- ・ノリNoriダイアリー「働いている女性はステキ」

**浅草寺（東京都台東区）**

東京都台東区浅草にある、日本の中でも言わずと知れた有名なお寺となります。また浅草寺はパワースポットとしても有名で、浅草寺に祀られる聖観世音菩薩は苦しみから解放して下さり、そして楽しみを与えてくれることでも知られています。休日のちょっとした時間にパワーをもらいに行ってみてはいかがでしょうか。（小山）

**AI See You**



私たちは、企業と人財の発展を見守り、適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします

**社会保険労務士法人 あい事務所**

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル4階  
Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352  
URL <https://ai-sr.or.jp> / Email [info@ai-sr.or.jp](mailto:info@ai-sr.or.jp)



# 働き方改革関連法3

長谷川

働き方改革関連法が6月29日、ついに可決成立しました。関連法の概要と施行後に会社の実務にどのような影響が及ぶのでしょうか。中小企業においては、一部の改正内容の施行日が大企業よりも1年遅れとなるものがあることから、まずは施行日を確認し、対応を検討しましょう。

## ●働き方改革関連法とは

働き方改革関連法は、1つの法律ではなく、労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法など8つの法律で構成されています。この関連法の施行に伴う、主要項目と実施スケジュールは下欄のとおりとなります。今回の改正内容のうち、実務上で特に影響が大きいとされるものに「同一労働同一賃金」があります。働き方改革の最終回となる今回は、「同一労働同一賃金」について見てみましょう。

## ●正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の是正

今回、働き方改革において議論され、2020年4月1日から施行される法改正（中小企業の適用は2021年4月1日）は、同一企業内における正規雇用労働者と、非正規雇用労働者との不合理な待遇差の解消を目的とするものとなります。

### ①不合理な待遇、差別的取り扱いの禁止

短時間・有期雇用者（以下「パートタイム等」）の基本給、賞与等の待遇について、通常の労働者の待遇との間において、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度、当該職務の内容及び配置の変更の範囲、その他の事情のうち、待遇の性質及び目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。

職務の内容が通常の労働者と同じのパートタイム等であって、事業所における慣行その他の事情からみて、事業主との雇用関係が終了するまでの期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者と同じの範囲で変更されると見込まれるものについては、短時間・有期雇用者であることを理由として、基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、差別的取扱いをしてはならない。

### ②労働者への待遇に関する説明義務

パートタイム等を雇い入れたときは、速やかに、「不合理な待遇の禁止」「待遇の差別的取扱い禁止」、「賃金の決定方法」、「教育訓練の実施」、「福利厚生施設の利用」、「通常の労働者への転換の推進」に関する措置の内容について、当該短時間・有期雇用者に説明しなければならない。

その雇用するパートタイム等から求めがあったときは、パートタイム等と通常の労働者との間の待遇の相違の内容及び理由並びに上記の労働条件の決定等について考慮した事項について、当該短時間・有期雇用者に説明しなければならない。

### ③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き（行政ADR）※の規定の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争手続きを行うことができ、「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となる。  
※事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。

## 働き方改革関連法の主な実施開始年度 ※中小企業は、1については2020年4月、9については2021年4月から実施開始

実施項目	2019年4月	2020年4月	2021年4月	2022年4月	2023年4月	2024年4月
1.時間外労働の上限規制	●	●※				
2.年次有給休暇5日の取得義務	●					
3.高度プロフェッショナル制度の創設	●					
4.フレックスタイム制度の見直し	●					
5.医師面接制度の見直し/労働時間の把握強化	●					
6.中小企業の月60時間超の時間外労働の割増率引上げ					●	
7.限度基準適用除外見直し						●
8.勤務間インターバル制度の導入（努力義務）	●					
9.同一労働同一賃金の対応		●	●※			

# ネコでもわかる人事労務基礎講座【最終回】

星山

登場人物



おじさん⇒元社労士事務所の代表。現在は息子に事務所を任せてのんびりと年金生活を送っている。



シロ（猫）⇒昔、河原に捨てられているところをおじさんに拾われて以来なついてしまった。キャットフードを扱う会社に入社し、恩返しすべく日々奮闘中。

## ●どっちで出すべき？退職届と退職願の違い！

シロ「このたび、一身上の都合により…よし出来た！」  
おじ「(ガラッ)おや？シロ？何を書いておるのじゃ？」  
シロ「実は…会社を辞めて、事業を始めようと思って…」  
おじ「おおっ、そうなのか！！それはめでたいな！ではお祝いに何が買ってやるぞ！開業祝いといったら、やっぱり花輪か…それが仕事で使う備品の方がいいかのう…なんだかんだで使い勝手がいい現金にするか…(ウキウキ!)」  
シロ「おじさん、ありがとう！でも気持ちだけで十分だよ(笑)それより退職届と退職願を書いてみたんだけど、会社に出すのはどっちがいいかなあ…？」

【退職願】「このたび、一身上の都合により、来たる平成〇〇年〇月〇日をもって、退職致したく、ここにお願い申し上げます。」

【退職届】「このたび、一身上の都合により、来たる平成〇〇年〇月〇日をもって、退職致します。」

おじ「うむ。【退職届】と【退職願】は下のようない違いがあるのじゃ。」

【退職願】⇒「退職させてほしい」とお願いするもの

【退職届】⇒「退職します」と一方的に宣言するもの

シロ「確かに、【退職願】の方が柔らかい印象で、【退職届】は、ちょっと強硬な感じがするね。」

おじ「受け手である会社から見てイメージが良いというのもあるが、他にも下のようない違いがあるのじゃ。」

【退職願】⇒ 会社が退職届を受け取っても、本人に承諾を伝えるまでは、本人は退職を撤回できる

【退職届】⇒ 会社が退職届を受け取った時点で、本人は退職を撤回できなくなる

シロ「じゃあ会社としては、もし【退職願】を受け取ったら、特に引き止める必要がなければ、あとで従業員に撤回されないためにも、すぐに承諾した方がいいんだね。逆に、その従業員に残って欲しい場合には、すぐに承諾しないで、よく話し合うということだね。」

おじ「そういうことじゃ。ちなみに承諾する権限を持っているのは一般的に、大企業であれば、社長・人事担当役員・人事部長クラス、中小零細企業であれば、社長になる。」

シロ「つまり会社が【退職願】を受け取っても、受け取ったのが退職を承諾する権限を持っていない直属の上司だったら、直属の上司から承諾する権限を持っている上の人に伝えて、そこから従業員に退職の承諾が伝わるまでだったら、従業員は退職を撤回できるということだね！」

おじ「うむ。シロもあとで撤回するかもしれないから【退職願】にした方がいいんじゃないのか(ニヤリ)」

シロ「大丈夫！僕は撤回なんかしないよ(ニコリ)」  
— シロが会社を退職したので、この講座は今月で終わります。今までご愛読いただきありがとうございます。

# 経営者のための「9つの力」

福島

会社の成長戦略を進めていく中で、これだけはおさえておくと、きっと社長の力になれる！というものをピックアップしていきます。ぜひ、貴社のスタイルと照らし合わせてみてください。

## ●「パートタイマーの厚生年金適用拡大」

先日、パートタイマーなどの短時間労働者が厚生年金に加入できる範囲を拡大する検討に入ると、厚生労働省が発表しました。この報道を見て、多くの企業や業界、中小企業の反発は大きいだろうと推測していましたが、今のところ受け入れる動きが出ており、経団連も賛成の意向を示したとのこと。製造業など、短時間労働者が多い職種などの業界からは意見が出てくるのではないかと考えられますが、早ければ来年度には検討し、20年には成立を目指すとしていますので、それほど遠くない将来といえます。

もちろん、中小企業レベルまで適用されるにはさらに時間を要すると思えますが、いずれはパートタイマーでも社会保険加入はあたりまえの世の中になるのかもしれない。

先の改正による短時間労働者への社会保険加入拡大がどのような影響をもたらしたかということ、企業側の対策としては、労働時間を延長する拡大策を取った割合は63.2%、労働時間を短縮する回避策を取った割合は69.5%、どちらの対策も割合としては多かったようですが、短時間労働者の意識では、労働時間を延長した割合が54.9%、反対に短縮した割合は32.7%となり、適用拡大に前向きだった調査結果も出ています(厚生労働省年金局資料)。

このように、社会保険の適用拡大は、パートタイマーなどの短時間労働者にも受け入れられる制度として確立していったといえます。採用コストを考えると、短時間から正規雇用へ転換するなど、今後の適用拡大は大きな改革になるかもしれません。